

**【 福井県立奥越明成高等学校運営管理規定（生活福祉科 福祉コース） 】**

1 設置目的	教育基本法、学校教育法第 50 条の規定により、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。また、一人ひとりの個性の伸長と学力の向上を図り、国家社会の発展と福祉に貢献し得る有能な社会人を育成する。																																																																																	
2 名 称	福井県立奥越明成高等学校																																																																																	
3 位 置	福井県大野市友江 9 - 1 0																																																																																	
4 修業年限	学校教育法第 56 条の規定により、修業年限は 3 年とする。																																																																																	
5 生徒定員 学級数	<p>【 生徒定員 】 福井県立学校の管理運営に関する規則第 13 条により、入学者定員は福井県教育委員会が別に定める。</p> <p>【 学級数 】 1 学年 1 学級</p>																																																																																	
6 養成課程 履修方法	<p>指定規則別表第五に基づき編成された各科目・授業時間数はすべて履修（必修）し、修得しなければならない。 (教育課程表より)</p> <table border="1" data-bbox="432 819 1262 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">科目名</th> <th>1 年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> <th>計</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉基礎</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>4</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">専 門 科 目</td> <td>介護福祉基礎</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> <td>5</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション技術</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>生活支援技術</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>介護過程</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>介護総合演習</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>介護実習</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>13</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>こころとからだの理解</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>福祉情報</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>専門科目計</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>51</td> <td>1785</td> </tr> <tr> <td>家庭総合（選択科目）</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>4</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>55</td> <td>1925</td> </tr> </tbody> </table>		科目名	1 年	2 年	3 年	計	時間数	社会福祉基礎	2		2	4	140	専 門 科 目	介護福祉基礎	2	3		5	175	コミュニケーション技術		2		2	70	生活支援技術	4	4	2	10	350	介護過程			4	4	140	介護総合演習	1	1	1	3	105	介護実習	3	4	6	13	455	こころとからだの理解	3	3	2	8	280	福祉情報			2	2	70	専門科目計	15	17	19	51	1785	家庭総合（選択科目）	2	2		4	140		合 計	17	19	19	55	1925
	科目名			1 年	2 年	3 年	計	時間数																																																																										
		社会福祉基礎	2		2	4	140																																																																											
専 門 科 目	介護福祉基礎	2	3		5	175																																																																												
	コミュニケーション技術		2		2	70																																																																												
	生活支援技術	4	4	2	10	350																																																																												
	介護過程			4	4	140																																																																												
	介護総合演習	1	1	1	3	105																																																																												
	介護実習	3	4	6	13	455																																																																												
	こころとからだの理解	3	3	2	8	280																																																																												
	福祉情報			2	2	70																																																																												
	専門科目計	15	17	19	51	1785																																																																												
	家庭総合（選択科目）	2	2		4	140																																																																												
	合 計	17	19	19	55	1925																																																																												
7 学年、学期 休日	<p>【 学年 ・ 学期 】 福井県立学校の管理運営に関する規則第 3 条により、学校教育法施行令 29 条の規定に基づく学期は、次の 3 学期とする。 第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 3 1 日まで 第 2 学期 8 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで</p> <p>【 休業日 】 福井県立学校の管理運営に関する規則第 4 条により、政令 29 条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。 (1) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 6 日まで (2) 夏季休業日 7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで (3) 冬季休業日 1 2 月 2 4 日から 1 月 7 日まで (4) 学年末休業日 3 月 2 5 日から 3 月 3 1 日まで</p> <p>ただし、福井県立学校の管理運営に関する規則第 4 条第 2 項により、 (2) 夏季休業日 については、下記の期間は、授業日とする。 第 1 学年 7 月下旬及び 8 月下旬の土日を除く 9 日間 第 2 学年 8 月下旬の土日を除く 7 日間 第 3 学年 1 学期終業式後の 1 2 日間（土日を除く） この期間は、「介護実習」による集中実習および登校日とする。</p>																																																																																	

8 入学時期	福井県立学校の管理運営に関する規則第 15 条により、入学の時期は、学年のはじめとする。
9 入学資格	学校教育法第 57 条の規定により高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
10 入学者の選考	福井県立高等学校管理運営に関する規則第 14 条により、校長は教育委員会が別に定める基準により入学者の選抜を行うものとする。 8 入学者選抜の概要（冊子 参照）
11 入学手続き	福井県立学校の管理運営に関する規則第 15 条の 2 により、入学を許可された者は本人及び保護者もしくは保証人の誓約書ならびに本人の住民票を校長に提出しなければならない。
12 休学、退学 復学	<p>福井県立奥越明成高等学校内規第 2 章 第 8 条</p> <p>【退学手続】 退学を希望する者は、その理由を添えて保護者と連署の退学願を提出する。その理由が正当でやむを得ないと認められるとき、学級担任は退学願を教務部に提出する。教務部は事務部に連絡し、授業料その他諸会費が納入済みであることを確かめ、校長の許可を得て除籍する。</p> <p>【休学手続】 休学を希望する者は、その理由（病気の際は医師の診断書を必要とする）を添えて保護者と連署の休学願を提出する。その理由がやむを得ないと認められるとき、学級担任は、その休学願を教務部に提出し、教務部は校長の許可を受ける。</p> <p>【復学手続】 休学中の者が休学の理由がなくなり復学を願い出るときは、本人と保護者の連署の復学願を、学級担任を通して教務部に提出する。病気の際は医師の診断書が必要である。教務部は校長の許可を受ける。</p>
13 学習の評価 （成績、考査） 課程修了の認定 （卒業）	<p>福井県立奥越明成高等学校内規第 2 章 第 1 条</p> <p>【教育課程の履修基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校が定める教育課程（各教科・科目・特別活動および総合的な学習）を全て履修しなければならない。</li> <li>2 履修は法定授業数（1 単位は 35 単位時間）に対して欠課時数が 3 分の 1 未満をもって認定する。ただし、「介護実習」については、欠課時数が 5 分の 1 未満をもって履修を認定する。 出席停止および忌引きによる欠課は、欠課時数に算入しない。また、病休など特別な事情によって欠課時数が 3 分の 1 を超過したときは、特別の措置を講じることによって履修したものと認めることができる。</li> </ol> <p>福井県立奥越明成高等学校内規第 2 章 第 2 条</p> <p>【各教科・科目の評価】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各教科・科目の評価には 100 点法による評点と 5 段階による評定を行う。</li> <li>2 各教科・科目の評価は、各学期に行われる定期考査の成績および日常の学習活動の状況を総合し、それぞれの教科・科目の目標に照らして行う。</li> <li>3 各教科・科目の評価は学期と学年に分けて行う。</li> </ol> <p>福井県立奥越明成高等学校内規第 2 章 第 3 条</p> <p>【定期考査】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定期考査は 1・2 学期においては中間考査および期末考査とし、3 学期においては期末考査のみとする。</li> <li>2 実施教科・科目は、原則として実技を伴う科目を除いて全教科・科目とする。</li> </ol>

- 3 試験の日程は1週間前に生徒に予告する。その日から試験終了まで生徒の放課後の部活動などを原則として禁止する。
- 4 正当な理由なくして受験しなかった者は当該科目の試験成績を0点とする。

福井県立奥越明成高等学校内規第2章 第4条

【各教科・科目の単位認定の基準】

- 1 出席時数が履修基準に達していること。
- 2 5段階による評定「2」以上を認定とする。

福井県立奥越明成高等学校内規第2章 第5条

【進級認定の基準】

次の各項のすべてを満たすとき、職員会議の審議を経て校長が進級を認定する。

- 1 当該学年の欠席日数が、その学年の出席すべき日数の3分の1以内である。
- 2 本校の教育課程で定める当該学年の各教科・科目、特別活動および総合的な学習の全てを履修している。
- 3 当該学年において、未修得教科・科目の合計が2科目以内、かつ未修得単位の合計が6単位以内である。
- 4 未修得教科・科目の累計が3科目以内、かつ未修得単位の累計が9単位以内である。

福井県立奥越明成高等学校内規第2章 第6条

【卒業認定の基準】

次の各項のすべてを満たすとき、職員会議の審議を経て校長が進級を認定する。

- 1 3学年の欠席日数が、その学年の出席すべき日数の3分の1以内である。
- 2 本校の教育課程で定める各教科・科目、特別活動の全てを履修している。
- 3 3学年の未修得教科・科目の合計が2科目以内、かつ未修得単位の合計が6単位以内である。
- 4 各教科・科目の修得単位数の合計が86単位以上であること。  
(介護福祉士国家試験受験資格を得るためには、必要な専門科目および家庭総合を修得していること。)
- 5 卒業の追加認定は職員会議の審議を経て、校長が行う。

福井県立奥越明成高等学校内規第2章 第7条

【単位追加認定・追認考査】

- 1 追認考査は3月と8月の2回実施する。
  - (1) 追認考査は当該学年に未修得の教科・科目に限って行われるものとする。
  - (2) 実技を伴う教科・科目においては、その年度の終了する追認会議までに指導の上、認否を決定するものとし、年度を越えて追認することはできない。
- 2 追認考査の受験資格  
追認考査を受験できる者は、進級認定基準(1)(2)、卒業認定基準(1)(2)の条件を充足し、学年末成績締切時点において、当該学年の未修得教科・科目の合計が3科目以内、かつ未修得単位の合計が9単位以内の者に限る。
- 3 追認考査を受験し、その成績が良好と認められた者は単位の追加認定を受けることができる。
- 4 追認考査の単位の認否については単位認定の基準に準じて行う。
- 5 病気などのやむを得ない理由で受験できない者は、医師の診断書等を添えて変更を願い出ることができる。この時は改めて学校より本人に考査期日を通知する。

<p>14 入学検定料 入学金 授業料 実習費等</p>	<p><b>【入学検定料・入学金・授業料】</b> 福井県立高等学校授業料等徴収条例第2条の規定のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学審査料 …………… 2, 200円 (一般入学者選抜、推薦入学者選抜および特色選抜)</li> <li>…………… 1, 500円 (2次募集の場合)</li> <li>・ 入学料 …………… 5, 650円</li> <li>・ 授業料 …………… 年額 118, 800円</li> </ul> <p><b>【実習費等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習賠償保険掛け金 …… 第1・2学年 …… 2, 820円</li> <li>…………… 第3学年 …… 3, 000円</li> <li>・ 校内実習諸費 …………… 年額 200円</li> </ul>
<p>15 教職員の組織</p>	<p>(別紙 資料1)</p>
<p>16 賞 罰</p>	<p><b>【表 彰】</b></p> <p>1, 優良卒業生 人物、学業ともに優秀な卒業生を優良卒業生として1名を選び、福井県産業教育振興会へ推薦する。また、この表彰に該当しなかった優良卒業生については学校長表彰とする。</p> <p>2, 皆勤または精勤賞</p> <p>(1) 皆勤とは3年間を通して無欠席、無遅刻、無早退をいう。 (2) 精勤とは3年間を通して、欠席が2日以内、遅刻・早退については合計5回までをいう。</p> <p>福井県立奥越明成高等学校内規第3章 第1条</p> <p><b>【特別指導】</b></p> <p>1 校長は、学則その他本校の諸規定に反し、または生徒としての本分に反する行為をした生徒に対して、職員会議を経て特別指導を行うことができる。 2 特別指導は、退学、謹慎、校長訓告、生徒指導主事訓戒とする。 3 教育上必要なときは、謹慎に代えて停学を命ずることができる。また、特別指導を含めて十分な指導を重ねても改善の見込みがない場合、その他学校教育法施行規則第13条に該当する場合は、退学を命ずることができる。</p>